

# 訪問看護（介護予防訪問看護） サービス ご案内 重要説明事項

## 1.訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師・保健師などが利用者様のご自宅等を訪問して、病気や傷害のために在宅での療養生活に困難を抱え、支援を必要とされる方への看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度も利用できます。かかりつけの医師（主治医）から示されました指示書や介護支援専門員が作成したケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行います。

## 2.訪問看護サービス内容

- ・ 病状や障害の観察、健康管理
  - ・ 療養、看護、介護方法のアドバイス
  - ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
  - ・ 床ずれの予防と手当て
  - ・ チューブ・カテーテル類、在宅酸素の管理
  - ・ 高カロリー輸液の管理
  - ・ ターミナルケア
  - ・ 医師の指示による医療処置
  - ・ 介護保険や福祉サービス等の活用支援 など
- \* 必要に応じて利用者様やご家族の方と相談しながら、サービスを提供させていただきます。 私たちに出来ることはお手伝いさせていただきます。

## 3.営業時間・事業実施地域のご案内

営業時間	月～金	午前 9 時～午後 5 時
休日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日	
事業実施地域	松戸市	

## 4.利用料金について

### (1) 利用料

別項にて提示いたします。利用者からいただく利用者負担金は、法定利用料に基づく金額となります。（但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用に関しては、全額自己負担となります）また、公費負担医療制度も取り扱っております。

利用にあつたては、健康保険証（介護保険、医療保険）や公費受給者証等を確認させていただきます。これらの証書類の内容について変更があつた場合には、必ずお知らせください。また、マイナンバーカードにて保険証の確認をさせていただきます場合があります。

利用料金は、月ごとの精算とし、お支払いは、原則として口座振替にて行います。口座振替日は、翌月 27 日となります。やむを得ず、口座振替が利用できない場合には、当月の請求金額を翌月の 20 日までに銀行振込または集金にてお支払いください。

#### (交通費)

前記 3 で記した地域へお住まいの方で、介護保険を利用しサービスを受けられる方の交通費はかかりません。事業実施地域外で介護保険利用のサービスを受けられる方や、医療保険を利用されるサービスを受けられる方は、交通費が別途かかります。交通費は下記の通りとなります。

- |                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| ① 通常の実施地域を超えた地点から片道 5 km未満          | 300 円   |
| ② 通常の実施地域を超えた地点から片道 5 km以上 10 km未満  | 500 円   |
| ③ 通常の実施地域を超えた地点から片道 10 km以上 15 km未満 | 1,000 円 |
| ④ 通常の実施地域を超えた地点から片道 15 km以上         | 2,000 円 |

## 5. キャンセルについて

- (1)利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに事業所にご連絡ください。
- (2)利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日 17 時までにご連絡ください。当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなります。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合にはキャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用前日 17 時まで	なし
サービス利用前日 17 時以降	1,000 円

訪問看護・介護予防訪問看護（料金表）

□＜訪問看護＞（介護給付）

【基本単位数】

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師	314	471	823	1,128
准看護師	283	424	741	1,015
理学療法士※	20分			
	294			
定期巡回看護師	2961（要介護5は3761）			
定期巡回准看護師	2902（要介護5は3686）			

□＜予防訪問看護＞（介護給付）

【基本単位数】

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師	303	451	794	1,090
准看護師	273	406	715	981
理学療法士※	20分			
	284			

※理学療法士について、20分以上を1回として、一度の訪問で複数回の実施が可能。ただし、週に6回を限度とし、1日2回を超えて指定訪問看護を行なった場合は、1回につき100分の90に相当する単位数を算定とする。

【加減算】＜訪問看護・予防訪問看護＞

	加算項目	加算率
	夜間加算（午後6時～午後10時）	所定単位数の25/100
	早朝加算（午前6時～午前8時）	所定単位数の25/100
	深夜加算（午後10時～午前6時）	所定単位数の50/100
	准看護師が実施減算	所定単位数の90/100
	複数名看護加算＜看護師2人＞	
	30分未満	254単位/回
	30分以上	402単位/回
	複数名看護加算＜看護補助者＞	
	30分未満	201単位/回

	30分以上	317 単位/回
	長時間訪問看護加算	300 単位/回
	緊急時訪問看護加算	600 単位/月
	特別管理加算（Ⅰ）	500 単位/月
	特別管理加算（Ⅱ）	250 単位/月
	同一建物減算	所定単位の 90/100
	ターミナルケア加算（注）	2500 単位/死亡月
	退院時共同指導加算	600 単位/回
	サービス提供体制強化加算	6 単位/月
	初回加算Ⅰ（退院日の訪問）	350 単位/月（1回のみ）
	初回加算Ⅱ	300 単位/月（1回のみ）
	口腔連携強化加算	50 単位/月

※ターミナルケア加算 予防介護にはありません。

《地域区分》（介護給付・予防給付共通）

松戸市（5級地） 1単位の金額 10.70円

・詳細金額については、別紙料金表をご参照ください。

## 6.相談、苦情等の窓口

<担当窓口>

えがお訪問看護ステーション（担当：甲島）

電話 047-364-7778（営業時間内）

FAX 047-364-7779（24時間可）

<行政関係窓口>

・松戸市福祉長寿部介護保険課 電話 047-366-7370

・千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428（相談苦情）

## 7.緊急時の対応について

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

<緊急連絡先> えがお訪問看護ステーション

TEL 047-364-7778

## 8.管理者・従事者等について

管理者	甲島 絵美	
従事者	看護師 (常勤換算)	2.5 名以上
	理学療法士	若干名

## 9.事業者概要

所在地	〒270-2241 千葉県松戸市松戸新田 21-2 穀物菜館ビル 402 号
事業者	医療法人社団 洗心 えがお訪問看護ステーション
電話番号	047-364-7778
代表者	島村 善行
事業所番号	千葉県指定 1262490613

## 10. 個人情報

- (1) 個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関するほかの法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者や家族に関する情報を適正に保護します。
- (2) サービスを提供する上に知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (3) あらかじめ文章により利用者やその家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (4) 業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。

## 11.虐待防止のための措置に関する事項

利用者および関係者における虐待防止の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その内容・結果について、当該職員・関係職員に対して、周知徹底を図ります。また、虐待の防止のための指針を整備し、定期的研修を行います。

## 12.身体拘束の適正化

利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 13.業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実

施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

(2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

## 14.衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 10.その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため次の事項にご留意下さい。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしませんのでご了承ください。
- (2) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (3) 訪問開始時と終了時に、ご自宅で手を洗わせていただくことがありますのでご了承ください（タオル等は、各自持参いたします）。
- (4) 訪問時、必要に応じて予防衣を使用させていただくこともあります。
- (5) 時間が交通事情等で前後することがあるのでご了承ください。電話で連絡いたします。